

# 国家戦略特区WGヒアリング 説明資料

(議題「粒子線治療装置海外輸出促進事業に係る省令について」関係)



平成27年9月24日

法務省入国管理局

## 「粒子線治療装置海外輸出促進事業」に係る検討方針

平成 27 年 3 月  
法務省入国管理局

### 1 要望

粒子線医療 O J T 研修を受ける外国人医療チーム構成員に対する在留資格「研修」の在留期間の延長

### 2 当局の対処方針

以下の要件を満たした場合は、研修の在留期間に「2年」を追加することを内閣府共管の共同省令で定める。(※関西圏の国家戦略特区には限らない。)

- ① 送出し機関及び地方自治体の間で臨床修練に係る協定が締結されていること。
- ② 本件研修が、認定地方公共団体が「自ら実施する研修」（上陸基準省令の研修の項5号イ）に当たること。
- ③ 対象者が臨床修練対象者又は、当該機器を用いた治療を行うのに不可欠な者として、臨床修練の許可を受けた者が受ける研修と同一のチームの一員として当該研修を受ける者であること。

以 上

# 研修

## ○ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）

### 別表第一の四

在留資格	本邦において行うことができる活動
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習の項の下欄第一号及びこの表の留学の項の下欄に掲げる活動を除く。）

## ○ 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）（抄）

### 別表第二（第三条関係）

活動	基準
研修	一年、六月又は三月